



真冬の食中毒予防

問 県南健康福祉センター生活衛生課 ☎0285 (22) 4235
町 健康福祉課 ☎ (57) 4171

食中毒は、梅雨明けから夏場にかけて多く発生しますが、ノロウイルスによる食中毒は、特に冬場に多く発生します。ノロウイルスは感染力が非常に強く予防には細心の注意が必要です。ノロウイルス食中毒を防ぐため、次の4つの事を徹底しましょう！

- ①【持ち込まない】 事前の手洗いの励行、健康管理の徹底
- ②【拡げない】 手洗いの徹底、台所などのこまめな清掃、調理器具の洗浄・消毒の実施
- ③【加熱する】 食品の中心温度90℃以上で90秒以上加熱
- ④【つけない】 手洗いの徹底、使い捨て手袋やマスクの正しい着用・交換、素手で直接食品に触れない、調理器具の洗浄・消毒

※「石けんで10秒もみ洗い後、流水で15秒すすぎ」を2回繰り返す。

※アルコールはノロウイルスにはあまり効果がないとされているので注意する。塩素系の消毒薬がよい。



シリーズ 野水町のごみ処理

問 生活環境課 ☎(57) 4246

⑦0ごみの出し方をお願い

一部の方がごみ出しのルールを守らないために、集積所周辺の方々に迷惑を掛けてしまいます。一人ひとりが正しいごみ出しをすることで、リサイクルの向上につながるほか、集積所付近の衛生環境などを整えることにもなりますので、ごみ出しのルールはきちんと守って出してください。どうか協力をお願いします。

【ルール違反ごみの例】

- 分別されていないごみ
- 出す日が間違っているごみ
- 収集終了後に出されたごみ (必ず朝8時までに出してください。資源物は朝9時まで)
- スプレー缶に穴を開けずに出している
- 缶詰の缶、粉ミルクの缶、スプレー缶を「資源物」として出している(「不燃ごみへ」)
- ※ 「資源物」として回収しているのは、飲料用に使った空缶に限ります)

【剪定枝の出し方】

※もう一度ご確認ください!!

集積所に出すことができる剪定枝は、太さ10cm長さ60cm以下となります。

これより大きい剪定枝は、南部清掃センターに直接持ち込むことができます。直接持ち込むことができる剪定枝は、太さ20cm、長さ2m以下となります。また、リサイクルに支障があるため、束ねるひもは必ず麻ひもか紙ひもを使用してください。

1

- ・ 太さ 10cm、長さ 60cm以内に切り束ねる
- ・ 束ねるひもは、必ず麻ひもか紙ひもを使用

2

- ・ 剪定枝の日(月2回)に可燃ごみの集積所へ出す

注意! 次のようなものは可燃ごみへ


- 毒性のある植物 (例: キョウチクトウ、ユズリハ、シキミ、あせび、うるしなど)
- 繊維質の多い植物 (例: 竹、笹、篠、シユロなど)
- 病害虫に侵された植物 (例: 松食い虫、赤星病、腐った樹木など)
- 刈り草、落ち葉、木くず

【雑紙(ごつごみ)類の分別にご協力ください】


雑紙類は、雑誌などに挟むなどして、十字にしはって資源ごみで出してください。

※小さいものは、古封筒などに入れて飛び散らないようにしてください。


(対象となる雑紙類の例)




お菓子や食品の箱



郵送で届くチラシ




包装紙




カレンダー



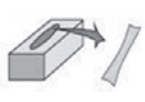
メモ用紙




箸袋



トイレトーパーやラップの芯



ティッシュの箱
※フィルムはプラ容器



タバコの箱
※アルミ紙は可燃ごみ



封筒
※窓のフィルムは可燃ごみ